

募集

「もったいない市」提供品

もう使うことはないけれど、捨てるには「もったいない」、比較的新しいから誰かもらってくれないかな…そのような誰かにあげたい・もらってほしい・使ってほしい「モノ」が自宅に眠っていませんか。

これまで3回開催し、いずれも好評だった「もったいない市」の次回開催(12月～1月を予定)に向けて、皆さんからの提供品を募集します。

提供品がある方は、電話等でご連絡ください。なお、品物確認後、提供いただくかどうかの判断となりますことをあらかじめご了承ください(品物の状態によってはお引き受けできない場合があります)。

▼対象品目

家電製品(動作に不具合がないもの)、家具、ベビー用品、楽器等

※未使用または購入して日が浅い品

▼対象外品目

家電リサイクル法対象品目(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン・衣類乾燥機等)、故障している電化製品、衣類・布団類、オートバイ・自転車、動植物、パソコン

▼問合せ先

市役所生活環境課 廃棄物G
内線142～144、148

☎45・5339(直通)

耐震・バリアフリー・省エネ改修工事を行った

住宅の固定資産税が減額

●問合せ先 市役所税務課

資産税G 内線203、204

耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修の各工事を行った住宅の固定資産税が減額されます(都市計画税は減額されません)。いずれも申告書の提出期限は、改修工事完了後から3か月以内です。

必要書類	減額期間	減税額	工事内容	減額対象となる要件 (すべての要件を満たすもの)				
- 固定資産税減額申告書※ - 耐震基準に適合した工事であることの証明書 - 工事関係書類（明細書・写真・領収書など）	工事完了期間 減額期間 H18～213年間 H22～242年間 H25～271年間	1戸当たり120㎡相当分までの固定資産税の2分の1を減額	現行の耐震基準に適合した改修工事	- 昭和57年1月1日以前に建築された住宅 - 平成18年1月1日～27年12月31日に改修工事を完了した住宅 - 改修費用が30万円以上	耐震改修			
	改修工事が完了した年の翌年度分のみ					一定のバリアフリー改修工事（手すりの取り付けや床の段差解消、浴室・トイレの改良など）	- 平成19年1月1日以前に建築された住宅（貸家住宅を除く） - 平成19年4月1日～25年3月31日に改修工事を完了した住宅 - 改修費用が30万円以上（補助金などを除く） 65歳以上の者・要介護認定者または要支援認定者・障がい者のいずれかの者が居住する住宅	バリアフリー改修
- 固定資産税減額申告書※ - 工事関係書類（明細書・写真・領収書など） - 補助金などの給付を受けた場合、金額を確認できる書類		1戸当たり100㎡相当分までの固定資産税の3分の1を減額		- 固定資産税減額申告書※ - 工事関係書類（明細書・写真・領収書など）				

※固定資産税減額申告書は市ホームページまたは税務課窓口で取得